

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された
放射性物質による環境汚染に対する除染について」

平成25年10月

会計検査院

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染は、我が国にとって甚大な被害をもたらした。

このような状況の下、住民の安心・安全の確保を図るとともに、被災した地域における早期の復興・再生を図るためには、環境汚染に対処するための除染が迅速に実施されることが重要である。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、原子力発電所の事故により生じた環境汚染に対処するために実施されている除染について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成25年10月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	福島第一原発事故の発生	1
(2)	原子力緊急事態が発生した場合の対応	1
(3)	福島第一原発事故後の政府の対応	2
(4)	放射性物質汚染対処特措法及び緊急実施基本方針による除染の枠組み	4
(5)	除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）	7
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	9
(1)	検査の観点及び着眼点	9
(2)	検査の対象及び方法	9
3	検査の状況	9
(1)	除染に関する予算措置	9
(2)	放射性物質汚染対処特措法等に基づく除染に関する予算の執行状況等	11
(3)	環境省による除染特別地域における除染の実施状況	13
ア	福島事務所の体制整備の状況	13
イ	避難指示区域の見直しの完了と特別地域内計画の策定状況	13
ウ	除染対象区域における除染対象地目の状況	15
エ	先行除染の実施状況	16
(ア)	除染特別地域の先行除染	16
(イ)	常磐自動車道の除染	17
オ	本格除染の実施状況	18
(ア)	関係人の同意状況	18
(イ)	仮置場の確保状況	19
(ウ)	本格除染の進捗状況及び発注状況	20
(エ)	本格除染の契約状況	22
(オ)	除染特別地域内の11市町村における状況	23
カ	除染適正化プログラムの構築	27
(4)	福島県の県及び市町村による除染の実施状況	28
ア	福島県民健康管理基金	28
イ	除染対策基金による除染の実施状況等	30
ウ	除染対策事業交付金以外の財源による福島県及び市町村の対応	32
(5)	茨城県等5県の地方公共団体による除染の実施状況	33
ア	低減対策緊急補助金の交付状況	34
イ	除染実施計画に対する除染の進捗状況	34
ウ	茨城県等5県管内の市町村における除染の実施状況	36
(6)	東京電力に対する除染費用の求償等	39
4	所見	40
(1)	検査の状況の概要	40
(2)	所見	42

- ・ 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。
- ・ 上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について

検査対象	内閣府、環境省、6県
検査の対象とした事業の概要	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、国及び地方公共団体が実施する除染
除染に関する事業の執行額	4692億円（平成23、24両年度）

1 検査の背景

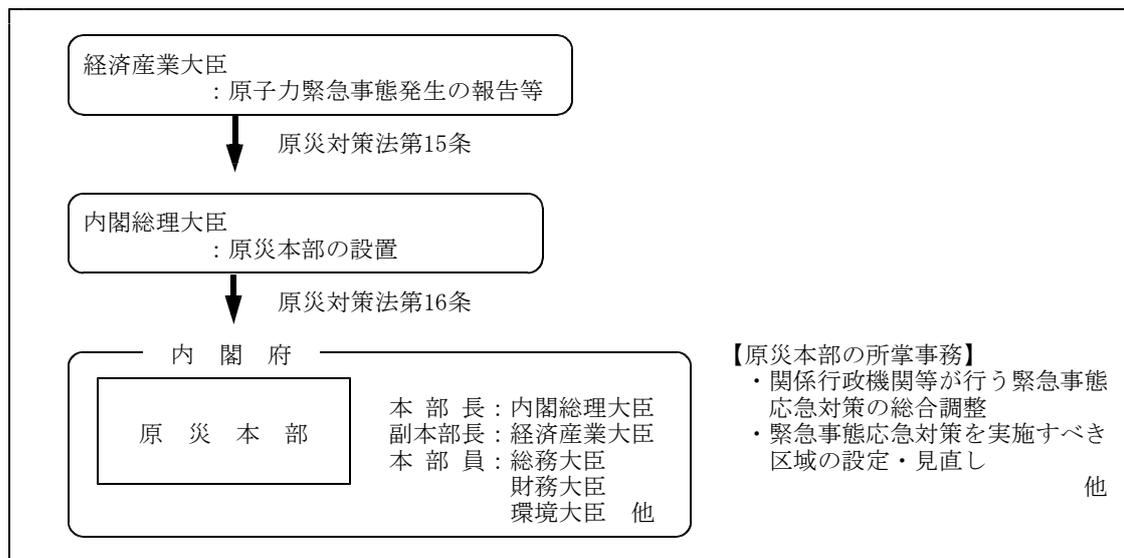
(1) 福島第一原発事故の発生

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県北部で震度7を観測したほか、東日本を中心に広い範囲で揺れを観測し、また、東北地方から関東地方北部にかけての太平洋沿岸の広い範囲で津波を観測した。この地震とそれが引き起こした津波により、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）において大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生した（以下、この事故を「福島第一原発事故」という。）。

(2) 原子力緊急事態が発生した場合の対応

福島第一原発事故が発生した当時の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災対策法」という。）によれば、内閣総理大臣は、経済産業大臣から原子力緊急事態（原子力発電所の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態等をいう。以下同じ。）が発生した旨の報告を受けたときは、原子力緊急事態宣言を行い、内閣府に原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）を設置するとともに、緊急事態^(注1)応急対策を実施すべき区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、避難等の指示を行うこととされていた。この原災本部が設置されるまでの過程は、図1のとおりである。

図1 原災対策法に基づく原災本部が設置されるまでの過程（平成23年当時）



(3) 福島第一原発事故後の政府の対応

福島第一原発事故の発生を受け、23年3月11日、原災対策法の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発せられ、内閣府に原災本部が設置された。翌12日、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣により、福島第一原発から半径20km圏内が避難指示区域に、同月15日には半径20km以上30km圏内が屋内退避区域にそれぞれ設定され、同区域内の住民の避難等が指示された。

(注2)

そして、4月21日には福島第一原発から半径20km圏内が警戒区域に設定されたほか、同月22日には、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告を考慮した原子力安全委員会（当時）の意見を受け、福島第一原発から半径20km以遠の地域で福島第一原発事故発生後1年間の積算線量（被ばく線量の累積）が20mSvを超える可能性のある区域が計画的避難区域に設定された。また、屋内退避区域で計画的避難区域に該当する区域以外の区域については、緊急時避難準備区域に設定された（別表1、別図1参照）。

(注3)

(注4)

(注5)

その後、原災本部は、23年12月に「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を決定している。この中で、警戒区域や避難指示区域の設定は、住民や地域社会に多くの困難をもたらすものであり、福島第一原発の安全性の確認や放射線被ばくの危険性の低下など状況に変化が生じた場合には、住民の安全・安心を大前提としつつ、速やかに見直すべき

ものであるとしている。そして、原災本部は、福島第一原発から半径20km以遠の計画的避難区域を含む避難指示区域を見直し、表1の基本的考え方により、新たな避難指示区域を設定することとしている（別図1参照）。

表1 区域見直し後の新たな避難指示区域に関する基本的考え方（平成23年12月）

見直し後の避難指示区域	内 容
避難指示解除準備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域のうち、年間積算線量が20mSv以下となることが確実であると確認された地域 ・当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民が一日でも早く帰還できるための環境整備を目指す区域
居住制限区域	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域のうち、年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域 ・将来的には住民が帰還し、コミュニティが再建されることを目指して、除染、インフラ復旧等を計画的に実施する区域 ・住民が受ける年間積算線量が20mSv以下となることが確実であると確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行
帰還困難区域	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間、住民の帰還が困難となることが予想される区域 ・福島第一原発事故後5年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある年間積算線量が50mSv超の地域 ・長期化する避難生活や生活再建のあり方等について国が責任を持って対応

- (注1) 緊急事態応急対策 原災対策法に基づいて、原子力緊急事態が発生した場合に、原子力災害の拡大を防止するために実施される原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等の措置
- (注2) 警戒区域 原災対策法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域で、原則として立入りが禁止される。その全部又は一部が警戒区域に設定された市町村は、田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村となっている。
- (注3) Sv（シーベルト） 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ（線量当量）を表す単位。なお、1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量を受けるかを表す線量率の単位が「Sv/h」である。
1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在したと仮定して、1年間の追加被ばく線量（自然界からの被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量）1mSvを1時間あたりに換算すると0.19 μ Sv/hとなり、これに自然界からの放射線のうち大地からの放射線に係る線量率0.04 μ Sv/hを加えると、0.23 μ Sv/hとなる。
- (注4) 計画的避難区域 原災対策法第20条第3項に基づいて設定された区域で、原則としておおむね1か月程度の間順次当該区域外へ計画的に避難することが求められる。その全部又は一部が計画的避難区域に設定された市町村は、南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯舘村となっている。
- (注5) 緊急時避難準備区域 原災対策法第20条第3項に基づいて設定された区域で、緊急時に避難のための立ち退き又は屋内等への退避の準備を行うことが求められる。なお、当該区域は、23年9月30日に解除された。

(4) 放射性物質汚染対処特措法及び緊急実施基本方針による除染の枠組み

このような中、福島第一原発事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染が生じていることに鑑み、当該環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めることなどにより、環境汚染が人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が23年8月30日に公布されるとともに、一部の規定については同日施行され、24年1月1日に全面施行された。

放射性物質汚染対処特措法において、環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められる地域として一定の要件に該当する地域を除染特別地域に、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を汚染状況重点調査地域に、それぞれ指定することができるなどとされている。

そして、環境省は、除染特別地域に指定された地域について、関係地方公共団体の^(注6)意見を聴くなどして、除染等の措置等の対象及びスケジュール、除染等の措置等に関する方法及び工程等を定めた特別地域内除染実施計画（以下「特別地域内計画」という。）を策定し、これに基づき除染等の措置等を実施することとされている。

また、汚染状況重点調査地域に指定された地域では、市町村長等は、地域内の環境汚染の状況について調査測定をした結果等により、空間線量率が0.23 μ Sv/h以上となる区域について除染実施計画を定めることとされている。そして、同計画には、除染実施計画の対象となる区域、除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域等を盛り込むこととされていて、国、都道府県、市町村等は、この除染実施計画に基づき、除染等の措置等を実施しなければならないこととされている。

(注6) 除染等の措置等 放射性物質汚染対処特措法において、「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」と規定されている。また、「土壌等の除染等の措置」とは、「事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置」と規定されている。

そして、放射性物質汚染対処特措法の枠組みに基づく計画的かつ抜本的な除染が実施されるまでには、一定の期間が必要となる。そこで、原災本部は、23年8月26日に、今後2年間に目指すべき目標等を取りまとめた「除染に関する緊急実施基本方針」（以下「緊急実施基本方針」という。）を決定している。緊急実施基本方針では、放射性物質汚染対処特措法の枠組みによる除染が実施されるまでの間は、この緊急実施基本方針に基づいて除染を緊急的に推進することとされ、放射性物質汚染対処特措法が全面施行された以降は、この緊急実施基本方針に定められている内容を順次放射性物質汚染対処特措法の枠組みに移行することとされている。

緊急実施基本方針では、ICRPの勧告等を踏まえて、除染の実施に当たっての暫定目標や除染の進め方等が示されており、その主な内容は、図2のとおりとなっている。

これら緊急実施基本方針の枠組みの中で実施される除染に関する事業に要する経費については、内閣府において予算措置されている。

図2 緊急実施基本方針の主な内容

平成23年8月26日決定			
除染に関する緊急実施基本方針			
ICRPの基本勧告を踏まえ、追加被ばく線量が年間20mSv以上にある地域の段階的かつ迅速な縮小を目指す。			
長期的な目標			
推定年間被ばく線量が年間20mSv以下にある地域では、追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指す。			
暫定目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般公衆 具体的な目標として、2年後までに、一般公衆の推定年間被ばく線量の約50%減少を目指す。 ・ 子供 子供の生活環境を徹底的に除染することにより、2年後までに、子供の推定年間被ばく線量の約60%減少を目指す。 			
年間の積算線量	空間線量率の目安	除染実施主体	除染の内容等
20mSv超	3.8 μ Sv/h超	国が主体的に除染を推進	地域全面を除染
1mSv超 20mSv以下	0.23 μ Sv/h超 3.8 μ Sv/h以下	市町村 (県、国等が管理する公 的施設については、その 管理主体が実施)	国 に よ る 支 援 ・ 面的除染、局所的除染 (財政・技術的支援)
1mSv以下	0.23 μ Sv/h以下		・ 面的な除染が必要な線量の水準でない。 ・ 局所的除染には必要な支援を行う。

そして、23年12月には、除染特別地域に、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域として、表2のとおり、福島県内の11市町村が指定された。

表2 除染特別地域として指定された市町村

都道府県名	市町村数	市 町 村 名
福島県	11	檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、及び飯館村。また、田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

また、23年12月に、102市町村が、空間線量率が0.23 μ Sv/h以上の地域として、汚染状況重点調査地域に指定された。その後、24年2月に2町が指定され、同年12月に3町村の指定が解除されたことにより、24年度末現在、表3及び別図2のとおり、8県において計101市町村が指定されている。

表3 汚染状況重点調査地域として指定されている市町村（平成24年度末現在）

都道府県名	市町村数	市 町 村 名
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町
宮城県	9	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町
福島県	40	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村、新地町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、銚田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村
埼玉県	2	三郷市、吉川市
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市
計	101	

そして、23年11月には、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針」（以下「環境汚染対処基本方針」という。）が閣議決定された。これによれば、除染特別地域においては、追加被ばく線量が特に高い地域（追加被ばく線量が年間50mSvを超える地域）を除き、26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除染等の措置を行い、発生する除去土壌等を適切に管理された仮置場

へ逐次搬入することを目指すとされている。また、追加被ばく線量が年間20mSv未満の地域においては、長期的な目標として、同線量が年間1mSv以下となることを目指すとされている。さらに、汚染状況重点調査地域のうち、追加被ばく線量が比較的高い地域においては、必要に応じて、表土の削り取り及び建物の洗浄等を行うことが適当であるとされ、追加被ばく線量が比較的低い地域においても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子供の生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行うことが適当であるなどとされている。

そして、これら放射性物質汚染対処特措法の枠組みの中で実施される除染に関する事業に要する経費については、環境省等において予算措置されている。

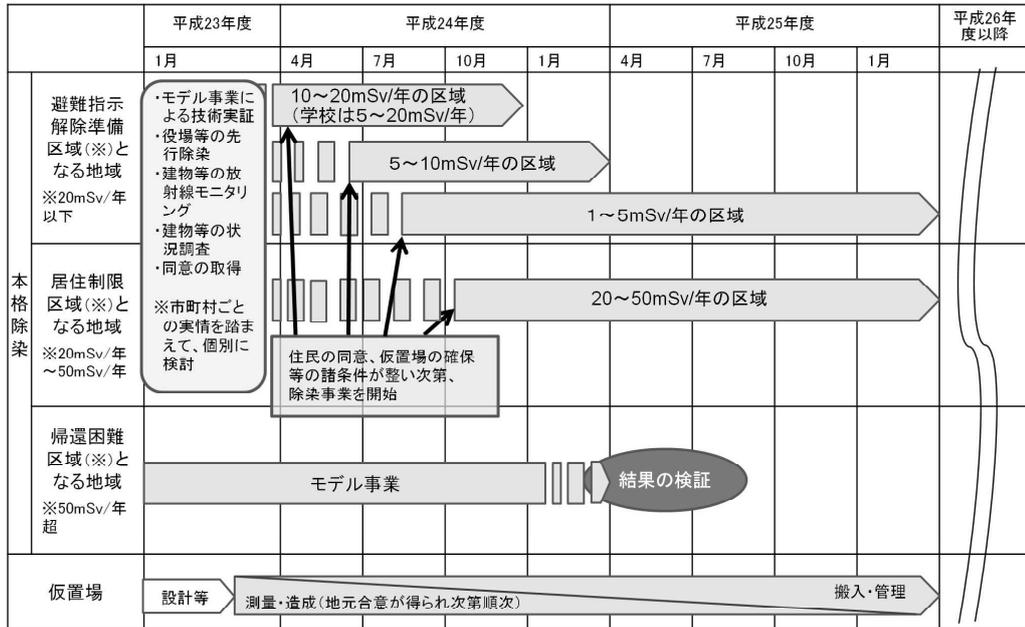
なお、放射性物質汚染対処特措法に基づいて講じられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとされており、また、当該関係原子力事業者は、この法律に基づき講じられる措置に要する費用について請求又は求償があったときには、速やかに支払うよう努めなければならないこととされている。

(5) 除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）

環境省は、前記のとおり、23年12月に原災本部が避難指示区域の見直しに関する基本的考え方を示したことなどを踏まえ、24年1月に、区域見直し後の新たな避難指示区域に対応した除染の実施方針等を示す「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」を公表した。そして、これ以降は、除染ロードマップを基本として、市町村等の関係者と協議・調整を行いつつ、具体的で実効性のある特別地域内計画の策定とその実施に取り組むこととしている。

新たな避難指示区域における放射線量に応じた除染の実施順序とその完了目標時期は、除染ロードマップの工程表において示されていて、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、図3のとおり、26年3月末までに除染を完了させることとしている。

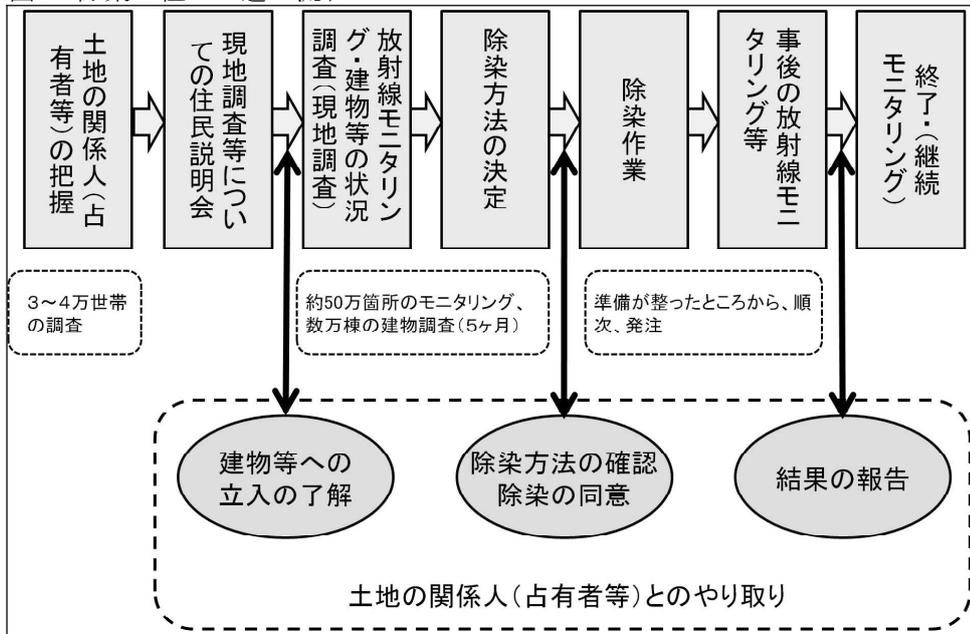
図3 新たな避難指示区域ごとの除染工程表



出典：「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」（平成24年1月26日環境省）

また、除染に着手するまでには、土地所有者等の関係人の把握から始まり、除染の実施に対する関係人の同意取得に至るまでの一連の準備作業が必要となる（除染が終了するまでの除染工程の一連の流れは図4参照）。

図4 除染工程の一連の流れ



出典：「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」（平成24年1月26日環境省）

そして、特別地域内計画の策定作業と並行して、除染に着手するための前提条件と

なる上記の準備作業を進めるとともに、除染により発生する除去土壌等を一時的に保管する仮置場の確保を進め、これらの条件が整ったところから順次除染に着手することとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

事故由来放射性物質による環境汚染に対する除染は、環境汚染された地域における住民の安心・安全の確保を図るとともに、東日本大震災により被災した地域における早期の復興・再生を図る上で喫緊の課題となっている。そして、これに対応するため、国は、23年度以降数次にわたり財政上の措置を講じている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、国による予算措置の状況及び措置された予算の執行状況はどのようなものとなっているか、また、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗はどのような状況となっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、23、24両年度に実施された除染に関する事業等を対象として、内閣府及び環境省並びに汚染状況重点調査地域に指定された市町村がある8県のうち、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の6県（以下、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県を合わせて「茨城県等5県」という。）等において、調書を徴して、その内容を分析するなどの方法により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 除染に関する予算措置

前記のとおり、緊急実施基本方針及び放射性物質汚染対処特措法の枠組みにおける除染に関する事業に要する経費については、内閣府及び環境省等において予算措置されている。

内閣府においては、緊急実施基本方針の枠組みの中で、除染に早急に着手できるよう当面必要となる経費として、一般会計において23年度東日本大震災復旧・復興予備費から2179億余円を措置している。

環境省においては、放射性物質汚染対処特措法の成立を踏まえ、除染に関する事業に要する経費として、一般会計において23年度第3次補正予算で1996億余円を計上している。また、24年度以降は、復興庁が復興に関する行政各部の事業を統括・監理す

の一環として、東日本大震災からの復興事業に関する経費を東日本大震災復興特別会計に一括計上した上で予算成立後に環境省に移替えることとしており、同特別会計において、24年度当初予算で3720億余円が、25年度当初予算で4977億余円がそれぞれ計上されている。

そして、内閣府及び環境省等が除染に関する事業に要する経費として予算措置した額は、表4のとおり、23年度から25年度までの3か年度で計1兆2874億余円となっている。

表4 平成23年度から25年度までに内閣府、環境省等が措置した除染に関する歳出予算額 (単位：千円)

予 算 科 目	平成23年度	24年度	25年度
一般会計			
内閣府所管			
(項)防災政策費	217,908,256		
(目)放射線量低減基準策定調査等委託費	15,725,497		
(目)放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	202,182,759		
一般会計			
環境省所管			
(項)東日本大震災復旧・復興大気・水・土壌環境等保全費	199,662,689		
(目)放射線量低減処理業務謝金	3,640		
(目)放射線量低減処理業務旅費	7,968		
(目)放射線量低減処理業務委員等旅費	4,900		
(目)放射線量低減処理業務庁費	94,922,757		
(目)放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	104,723,424		
東日本大震災復興特別会計			
(項)環境保全復興政策費		372,090,331	497,795,893
(目)放射線量低減処理業務謝金		3,640	2,548
(目)放射線量低減処理業務旅費		26,270	21,855
(目)放射線量低減処理業務委員等旅費		4,900	3,430
(目)放射線量低減処理業務庁費		265,870,261	289,500,017
(目)放射線量低減対策特別緊急事業費補助金		104,288,937	202,935,867
(目)放射線量低減処理業務地方公共団体委託費		1,808,532	1,357,974
(目)放射線量低減処理業務補償金		87,791	3,974,202
計	417,570,945	372,090,331	497,795,893
3か年度合計			1,287,457,169

環境省は、除染特別地域の除染に関する事業に要する経費を(目)放射線量低減処理業務庁費から支出している。また、汚染状況重点調査地域で除染の事業等を実施す

る市町村等に対しては（目）放射線量低減対策特別緊急事業費補助金から支出している。

なお、この科目から支出される放射線量低減対策特別緊急事業費補助金（以下「低減対策緊急補助金」という。）の交付対象は放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月環水大総発第111222001号）等に定められていて、①除染実施計画策定に係る業務、②除染事業、③線量低減化地域活動支援事業、④除染に伴う子どもの生活環境再生事業、⑤専門家派遣事業及び⑥事後モニタリング事業とされている。そして、このうち②除染事業、③線量低減化地域活動支援事業及び④除染に伴う子どもの生活環境再生事業については、放射性物質汚染対処特措法等の要件等に合致し、かつ除染実施計画に位置付けられているものが対象とされている。

(2) 放射性物質汚染対処特措法等に基づく除染に関する予算の執行状況等

上記の内閣府及び環境省等が措置した除染に関する予算に対する23、24両年度の執行状況は表5のとおりであり、両年度の支出済歳出額（除染に関する事業の国の執行額）は計4692億余円となっている。そして、23年度の一般会計内閣府所管をみると、

（目）放射線量低減基準策定調査等委託費は歳出予算現額の81.3%の127億余円が翌年度繰越額となっている。一方、（目）放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は歳出予算現額の99.3%の2009億余円が支出済歳出額となっていて、この支出済歳出額の大半は、福島県が設置した福島県民健康管理基金への支出が占めている。

また、23年度の一般会計環境省所管をみると、（目）放射線量低減処理業務庁費は歳出予算現額の98.5%の935億余円が翌年度繰越額となっており、この額の86.8%の812億余円は24年度において不用額となっている。一方、（目）放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は歳出予算現額の69.3%の726億余円が支出済歳出額となっている。

さらに、24年度の東日本大震災復興特別会計をみると、（目）放射線量低減処理業務庁費は歳出予算現額の70.3%の1603億余円が翌年度繰越額となっている。一方、

（目）放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は歳出予算現額の90.0%の939億余円が支出済歳出額となっている。

このような予算の執行状況から、環境省が実施する除染に関する事業は進んでいないと思料される。

表5 平成23、24両年度の内閣府及び環境省等における除染に関する予算の執行状況

(単位：千円)

年度	科 目	前年度繰越額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
平成 23	一般会計 (所管) 内閣府 (組織) 内閣本府 (項) 防災政策費					
	(目) 放射線量低減基準策定調査等委託費		15,725,497	1,319,788 (8.3%)	12,789,737 (81.3%)	1,615,970 (10.2%)
	(目) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金		202,182,759	200,969,654 (99.3%)	599,158 (0.2%)	613,945 (0.3%)
24	一般会計 (所管) 内閣府 (組織) 内閣本府 (項) 防災政策費	(繰越分)				
	(目) 放射線量低減基準策定調査等委託費	12,789,737	12,789,737	12,284,202 (96.0%)	0	505,535 (3.9%)
	(目) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	599,158	599,158	527,775 (88.0%)	0	71,382 (11.9%)
23	一般会計 (所管) 環境省 (組織) 環境本省 (項) 東日本大震災復旧・復興大気・水・土壌環境等保全費					
	(目) 放射線量低減処理業務謝金		3,640	0 (47.8%)	0 (52.1%)	3,640 (100.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務旅費		7,968	3,810 (47.5%)	4,157 (52.5%)	0 (0.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務委員等旅費		4,900	862 (17.5%)	0 (0.0%)	4,037 (82.4%)
	(目) 放射線量低減処理業務庁費		94,922,757	1,341,810 (1.4%)	93,552,946 (98.5%)	28,000 (0.0%)
	(目) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金		104,723,424	72,602,098 (69.3%)	32,121,325 (30.6%)	0 (0.0%)
24	一般会計 (所管) 環境省 (組織) 環境本省 (項) 東日本大震災復旧・復興大気・水・土壌環境等保全費	(繰越分)				
	(目) 放射線量低減処理業務謝金	0	0	0 (99.9%)	0	0 (0.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務旅費	4,157	4,157	4,157 (99.9%)	0	0 (0.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務委員等旅費	0	0	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務庁費	93,552,946	93,552,946	8,558,219 (9.1%)	3,781,365 (4.0%)	81,213,361 (86.8%)
	(目) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	32,121,325	32,121,325	11,179,211 (34.8%)	2,978,387 (9.2%)	17,963,726 (55.9%)
24	東日本大震災復興特別会計 (項) 環境保全復興政策費					
	(目) 放射線量低減処理業務謝金		3,640	1,068 (29.3%)	0	2,571 (70.6%)
	(目) 放射線量低減処理業務旅費		26,270	26,259 (99.9%)	0	10 (0.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務委員等旅費		4,900	956 (19.5%)	0	3,943 (80.4%)
	(目) 放射線量低減処理業務庁費		227,858,277	65,725,696 (28.8%)	160,304,032 (70.3%)	1,828,548 (0.8%)
	(目) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金		104,288,937	93,954,858 (90.0%)	10,290,917 (9.8%)	43,161 (0.0%)
	(目) 放射線量低減処理業務地方公共団体委託費		1,808,532	716,277 (39.6%)	1,090,414 (60.2%)	1,840 (0.1%)
	(目) 放射線量低減処理業務補償金		87,791	37,715 (42.9%)	0	50,075 (57.0%)
計			469,254,423			

注(1) 括弧書きは、歳出予算現額に対するそれぞれの割合である。

注(2) 東日本大震災復興特別会計は、環境省に移替えされた額を計上している。

注(3) 平成24年度一般会計(所管)内閣府及び(所管)環境省は、23年度予算が翌年度に繰り越された分である。

(3) 環境省による除染特別地域における除染の実施状況

ア 福島事務所の体制整備の状況

環境省は、24年1月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、福島県等における除染を推進するための拠点として、福島市内に同省福島環境再生事務所（以下「福島事務所」という。）を39名の定員で発足させた。そして、地元とより緊密な連携を図るため、同年4月には210名体制に拡充するとともに、表6のとおり、5支所を福島県内に設置している。

表6 福島事務所の各支所と各支所の担当市町村

支 所 名	支所の所在地	支所が担当する除染特別地域の市町村
県北支所	福島市	川俣町、飯舘村
県中・県南支所	郡山市	田村市、富岡町、双葉町、葛尾村
浜通り北支所	南相馬市	南相馬市、浪江町
浜通り南支所	広野町	檜葉町、川内村
会津支所	会津若松市	大熊町

25年4月には、体制の更なる拡充を図るため職員の増員を行っており、同年5月1日現在の実員数は274名、このうち除染に係る業務を担当する人員は161名となっていて、これらの人員で、土地の関係人の把握や関係人の同意取得に関する業務、住民説明会の実施、契約関係業務（積算、監督、しゅん功検査等）等多種多様な業務を行っている（前記図4の「除染工程の一連の流れ」参照）。

そして、環境省は、福島事務所における業務の外注を進めるなど、除染の加速化に向けた取組を行っているものの、引き続き体制の強化を図っていく必要があるとしている。

なお、24年4月には、福島事務所に会計機関が設置され、それ以降は現地で執行する契約に関する事務を福島事務所が一元的に実施することとなった。

イ 避難指示区域の見直しの完了と特別地域内計画の策定状況

原災本部は、前記の「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき避難指示区域の見直しを順次行い、25年8月にはかつて警戒区域又は計画的避難区域に指定されていた11市町村全てについて見直しを終えた。そして、見直し後の新たな避難指示区域は表7のとおりとなっている。

表7 区域見直し後の新たな避難指示区域の状況

市町村名	区域見直し日	見直し後の新たな避難指示区域の区分		
		避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域
田村市	平成24年 4月 1日	○		
川内村	4月 1日	○	○	
南相馬市	4月16日	○	○	○
飯館村	7月17日	○	○	○
檜葉町	8月10日	○		
大熊町	12月10日	○	○	○
葛尾村	25年 3月22日	○	○	○
富岡町	3月25日	○	○	○
浪江町	4月 1日	○	○	○
双葉町	5月28日	○		○
川俣町	8月 8日	○	○	

上記11市町村のうち、その全域が除染特別地域に指定されているのは檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の7町村で、一部の地域が除染特別地域に指定されているのは田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の4市町村となっている。

この11市町村のうち、24年度末時点で特別地域内計画が策定されているのは富岡町及び双葉町を除く9市町村（以下「計画策定市町村」という。）となっており、富岡町については25年6月26日に特別地域内計画が策定されたが、双葉町については同年8月末時点で策定されていない。

そして、計画策定市町村における特別地域内計画の策定日及び特別地域内計画において除染を実施することとされている区域（以下「除染対象区域」という。）の同年6月末時点の状況は表8のとおりとなっていて、南相馬市、飯館村及び浪江町は他の市町村と比べて除染対象区域の面積が大きくなっている。

表8 特別地域内計画の策定日及び除染対象区域の状況

市町村名	特別地域内計画策定日	平成25年6月末時点における除染対象区域の面積	市町村面積に占める除染対象区域の割合
		(ha)	(%)
田村市	平成24年 4月13日	460	1.0
南相馬市	4月18日	6,090	15.2
川俣町	8月10日	1,250	9.7
檜葉町	4月13日	2,040	19.7
川内村	4月13日	490	2.4
大熊町	12月28日	400	5.0
浪江町	11月21日	3,170	14.2
葛尾村	9月28日	1,660	19.7
飯館村	5月24日	5,080	22.0

(注) 檜葉町については平成24年11月に、飯館村については24年10月に、それぞれ特別地域内計画が一部改定されている。

除染ロードマップでは、住民の一日も早い帰還を目指すため、避難指示解除準備区域及び居住制限区域となる地域について優先的に除染を実施することとしている。そして、計画策定市町村の特別地域内計画においても、原則として、区域見直しにより避難指示解除準備区域又は居住制限区域となる地域が除染対象区域となっている。

ウ 除染対象区域における除染対象地目の状況

環境省は、除染特別地域における土地等の除染対象数量（面積等）を推算している。25年6月末現在における除染対象区域の地目別面積の推算値をみると表9のとおりとなっていて、全体では農地の占める割合が高くなっている。

表9 計画策定市町村の除染対象区域における除染対象地目別面積の推算値（平成25年6月末現在）
（単位：ha）

地目 市町村名	住宅地等	農地	森林	道路	法面・草地・芝地	計
田村市	20	140	190	30	80	460
	(4.3%)	(30.4%)	(41.3%)	(6.5%)	(17.3%)	(100%)
南相馬市	830	3,050	1,150	300	760	6,090
	(13.6%)	(50.0%)	(18.8%)	(4.9%)	(12.4%)	(100%)
川俣町	50	840	190	80	90	1,250
	(4.0%)	(67.2%)	(15.2%)	(6.4%)	(7.2%)	(100%)
檜葉町	150	720	550	140	480	2,040
	(7.3%)	(35.2%)	(26.9%)	(6.8%)	(23.5%)	(100%)
川内村	40	130	200	40	80	490
	(8.1%)	(26.5%)	(40.8%)	(8.1%)	(16.3%)	(100%)
大熊町	30	150	160	30	30	400
	(7.5%)	(37.5%)	(40.0%)	(7.5%)	(7.5%)	(100%)
浪江町	600	1,760	390	210	210	3,170
	(18.9%)	(55.5%)	(12.3%)	(6.6%)	(6.6%)	(100%)
葛尾村	140	430	650	110	330	1,660
	(8.4%)	(25.9%)	(39.1%)	(6.6%)	(19.8%)	(100%)
飯舘村	520	1,860	1,210	360	1,130	5,080
	(10.2%)	(36.6%)	(23.8%)	(7.0%)	(22.2%)	(100%)
計	2,380	9,080	4,690	1,300	3,190	20,640
	(11.5%)	(43.9%)	(22.7%)	(6.2%)	(15.4%)	(100%)

注(1) 住宅地等には住宅のほか、公共施設、商業施設、公園等の敷地を含む。

注(2) 農地には果樹園を含む。

注(3) 森林については、森林周辺の生活環境における放射線量の低減を図ることを目的として除染を実施することとし、除染に当たっては林縁部から森林側に20m以内の範囲で実施することが効果的・効率的であるとして、当該範囲を対象として面積を推算している。

エ 先行除染の実施状況

(ア) 除染特別地域の先行除染

特別地域内計画に基づく除染（以下「本格除染」という。）を実施するに当たっては、本格除染の活動拠点となる施設等を先行的に除染（以下、このような除染を「先行除染」という。）する必要がある。そこで、環境省は、特別地域内計画の策定を待たずに、先行除染により発生する除去土壌等の仮置場等が確保された施設等から順次除染を実施している。そして、23年12月に、陸上自衛隊の協力を得て檜葉町、富岡町、浪江町及び飯舘村の各役場の除染を実施するとともに、それ以降は外部に委託するなどして、24年度末までの間に双葉町を除く10市町村において先行除染を実施している。24年度末までの間に発注した先行除染に関連する契約の状況を市町村別にみると表10のとおりとなっていて、福島事務所によると、24年度末時点で10市町村における先行除染はほぼ完了したとしている。

表10 先行除染に関連する契約の状況

市町村名	年度	契約件数 (件)	契約金額 (千円)
田村市	平成23	1	17,000
南相馬市	24	2	249,690
川俣町	23	1	77,700
	24	2	177,450
檜葉町	23	15	212,159
	24	3	1,366,400
富岡町	23	1	27,363
	24	4	660,450
川内村	23	1	29,762
	24	1	1,533
大熊町	23	1	44,520
	24	1	769,545
浪江町	24	2	326,655
葛尾村	23	1	36,750
	24	1	129,150
飯舘村	24	1	997,080
	23年度計	21	445,254
	24年度計	17	4,677,953
	合計	38	5,123,207

注(1) 平成23年度は環境本省が、24年度は福島事務所が、それぞれ契約を発注している。

注(2) 契約の中には、翌年度に予算を繰り越して発注したものや、翌年度に繰り越すこととして当該年度中に発注したものがある。

注(3) 陸上自衛隊が平成23年度に檜葉町、富岡町、浪江町及び飯舘村の4町村で実施した先行除染に関して環境本省が締結した契約については、4町村ごとに区分できないことから、契約件数及び契約金額を檜葉町に一括して計上している。

(イ) 常磐自動車道の除染

福島県の復興の加速化を図る上で重要な役割を果たすこととなる常磐自動車道の早期開通を目指すため、環境省は、東日本高速道路株式会社が実施する常磐自動車道の復旧及び建設工事と並行して除染を実施することとし、同自動車道の広野インターチェンジ（以下、インターチェンジを「IC」という。）から南相馬ICまでの区間のうち、警戒区域内を通過する延長約41kmについて、路面上の平均空間線量率が $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超える区間を対象に敷地全面の除染を実施することとしている。

除染の実施に当たっては、路面上の平均空間線量率が $3.8\mu\text{Sv/h}$ 超 $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以下となる区間のうち、東日本高速道路株式会社が復旧及び建設工事を実施する箇所については舗装等の施工により放射線量の低減が期待できることから、これら以外の箇所について、開通時の路面上における空間線量率がおおむね $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以下となることを目指すこととしている。また、同 $9.5\mu\text{Sv/h}$ 超となる区間については、開通時の路面上における空間線量率が最も高い箇所においてもおおむね $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以下となることを目指すこととしている。

そして、上記の方針により、福島事務所は、24年11月に除染工事を契約金額20億2125万円で発注し、25年1月に着手されており、同年9月時点で仮置場の安全対策を実施しているところである。

24年度末時点における同自動車道の除染の進捗状況を見ると、表11のとおり、除染対象数量の大小はあるものの、既開通区間である広野ICから常磐富岡ICまでの区間の除染が、他の区間に比べて進んでいる状況となっている。

表11 常磐自動車道の除染の進捗状況（平成24年度末時点）

区間		開通・未開通区間の別	道路構造物の種別	路面上の空間線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）	除染対象数量 (A)	左のうち平成24年度末時点における除染実施数量 (B)	24年度末時点における実施率（%） (B) / (A)		
広野IC	～	常磐富岡IC	開通	本線路面	3.8超9.5以下	45,900 m^2	20,000 m^2	43.5	
				法面	切土部	3.8超9.5以下	34,000 m^2	15,000 m^2	44.1
					盛土部	3.8超9.5以下	42,100 m^2	20,000 m^2	47.5
				将来用地	3.8超9.5以下	36,600 m^2	10,000 m^2	27.3	
				側溝	3.8超9.5以下	9,170 m	1,000 m	10.9	
常磐富岡IC	～	浪江IC	未開通	本線部	舗装未施工部	3.8超9.5以下	9,443 m^2	0 m^2	0
						9.5超	85,030 m^2	0 m^2	0
				法面	切土部	3.8超9.5以下	44,720 m^2	23,000 m^2	51.4
						9.5超	50,738 m^2	0 m^2	0
					盛土部	3.8超9.5以下	147,500 m^2	25,000 m^2	16.9
						9.5超	55,200 m^2	25,000 m^2	45.2
				将来用地	3.8超9.5以下	34,600 m^2	6,900 m^2	19.9	
					9.5超	14,236 m^2	3,800 m^2	26.6	
				側溝	3.8超9.5以下	12,200 m	0 m	0	
					9.5超	14,150 m	0 m	0	
浪江IC	～	南相馬IC	未開通	本線部	舗装未施工部	3.8超9.5以下	1,876 m^2	0 m^2	0
						3.8超9.5以下	42,210 m^2	5,000 m^2	11.8
				法面	切土部	3.8超9.5以下	42,210 m^2	5,000 m^2	11.8
					盛土部	3.8超9.5以下	81,400 m^2	12,000 m^2	14.7
				将来用地	3.8超9.5以下	35,200 m^2	0 m^2	0	
側溝	3.8超9.5以下	11,150 m	0 m	0					

(注) 将来用地とは、完成4車線化のために確保されている用地である。

オ 本格除染の実施状況

(ア) 関係人の同意状況

本格除染に着手するまでには、前記のとおり、土地所有者等の関係人の把握から始まり、除染の実施に対する関係人の同意取得手続に至るまでの一連の準備作業が必要となる。

そして、環境本省は除染特別地域における関係人の把握について、外部に委託して行うとともに、福島事務所（23年度は環境本省）は関係人から土地への立入りについて了解が得られた箇所から順次建物等の状況調査を外部に委託して行っている。また、前記のとおり、関係人の同意取得手続については、福島事務所の職員が行っているほか、本格除染の加速化を図るため外部にも委託して行っている。

除染対象区域における24年度末時点と25年7月末時点の除染の実施に対する関係人の同意取得状況を計画策定市町村別に示すと表12のとおりとなっていて、南相馬市、大熊町及び浪江町においては、同意が得られた関係人が24年度末時点では皆無となっていたが、25年7月末時点では徐々にではあるが同意取得が進んでいる状況となっている。

表12 計画策定市町村における除染の実施に対する同意取得状況

市町村名	平成24年度末時点の同意取得率 (%)	25年7月末時点の同意取得率 (%)
田村市	完了	完了
南相馬市	0	27.8
川俣町	81.5	94.4
檜葉町	84.0	92.8
川内村	99.6	完了
大熊町	0	63.3
浪江町	0	12.8
葛尾村	93.1	95.0
飯館村	24.2	29.6

注(1) 田村市については平成24年度末時点で、川内村については25年7月末時点で、いずれも同意取得手続を完了させていることから、同意取得率を「完了」と記載している。

注(2) 南相馬市については、関係人の把握が完了している平成24年度に除染を実施する計画となっている区域における同意取得率を記載している。

(イ) 仮置場の確保状況

前記のとおり、本格除染に着手するには、除染の実施に対する関係人の同意取得と同様に、本格除染により発生する除去土壌等を一時的に保管することとなる仮置場を確保することが前提条件となっている。

仮置場の用地は福島事務所が確保することとなっており、福島事務所は、土地の利用実態等の詳細な状況を把握している市町村や行政区等に相談を行ったり、地図等から候補地となり得る場所を探し現地踏査を行ったりして候補地を選定している。そして、選定した候補地について、当該地域の住民説明会において了承を得るとともに、最終的には地権者と借地契約を締結するなどして仮置場の用地を確保している。

除染対象区域における24年度末時点と25年7月末時点の仮置場の確保状況を計画策定市町村別に示すと表13のとおりとなっている。

表13 計画策定市町村における仮置場の確保状況

市町村名	平成24年度末時点の 確保割合 (%)	25年7月末時点の 確保割合 (%)
田村市	100	100
南相馬市	0	18.0
川俣町	0	77.7
檜葉町	46.0	100
川内村	100	100
大熊町	0	46.9
浪江町	0	0
葛尾村	14.2	21.8
飯舘村	0	15.2

(注) 平成24年度末時点における確保割合は除去土壌等の発生推計量に対する確保された仮置場の容量の割合である。また、25年7月末時点における確保割合は除去土壌等の発生推計量に見合う仮置場の面積に対する確保された仮置場の面積の割合である。

24年度末時点では除去土壌等の発生推計量に見合うだけの仮置場が確保されているのは田村市及び川内村のみで、南相馬市、川俣町、大熊町及び浪江町においては確保された仮置場が皆無となっていたが、25年7月末時点では浪江町を除き徐々にではあるが仮置場の確保が進んでいる状況となっている。

(ウ) 本格除染の進捗状況及び発注状況

福島事務所は、計画策定市町村のうち、除去土壌等の発生推計量に見合うだけの仮置場が確保されていたり、その見込みが立っていたりする箇所から順次除染工事を発注して、本格除染に着手することとしている。そして、計画策定市町村のうち、24年度末時点で本格除染に着手しているのは、田村市、檜葉町、川内村及び飯舘村の4市町村となっている。

また、環境省は、地元住民の不安を解消するための取組の一環として、本格除染に着手した市町村ごとに、除染対象区域における代表的な地目である「住宅地」、「農地」、「森林」及び「道路」（以下、これらを合わせて「4地目」という。）の各地目について本格除染の進捗状況をホームページ上で公表している。そして、4地目については、除染の進捗状況に応じて、前記ウの除染対象区域における除染対象数量の推算値を見直しながら、4地目ごとの実施率（除染実施数量を除染対象数量で除した率）等を公表している。

そして、前記4市町村の除染対象区域における24年度末時点と25年7月末時点の本格除染の進捗状況をみると表14のとおりとなっていて、25年6月に本格除染が完了した田村市のほか、檜葉町及び川内村においても進んでいる一方で、飯舘村においてはほとんど進んでいない状況となっている。

表14 4市町村における本格除染の進捗状況

市町村名	地目	平成24年度末時点の除染実施対象数量			25年7月末時点の除染実施対象数量		
		(A)	(B)	(B) / (A)	(A')	(B')	(B') / (A')
田村市	住宅地	17.3 ha	17.1 ha	98.8	121世帯	121世帯	100
	農地	144.1 ha	143.4 ha	99.5	143.1 ha	143.1 ha	100
	森林	191.9 ha	163.5 ha	85.2	192.2 ha	192.2 ha	100
	道路	29.1 ha	28.6 ha	98.2	29.5 ha	29.5 ha	100
檜葉町	住宅地	2,524世帯	419世帯	16.6	2,520件	1,275件	50.5
	農地	844.2 ha	204.5 ha	24.2	724.2 ha	488.6 ha	67.4
	森林	445.5 ha	163.1 ha	36.6	549.4 ha	358.9 ha	65.3
	道路	205.2 ha	0 ha	0	140.2 ha	35.6 ha	25.3
川内村	住宅地	24.8 ha	24.8 ha	100	161件	161件	100
	農地	129.1 ha	0 ha	0	129.1 ha	0.6 ha	0.4
	森林	194.7 ha	62.6 ha	32.1	200.5 ha	137.7 ha	68.6
	道路	34.6 ha	18.0 ha	52.0	38.0 ha	38.0 ha	100
飯舘村	住宅地	417.6 ha	1.5 ha	0.3	1,705件	42件	2.4
	農地	1,774.9 ha	0 ha	0	1,862.3 ha	13.0 ha	0.6
	森林	1,473.6 ha	1.7 ha	0.1	1,212.8 ha	23.2 ha	1.9
	道路	462.7 ha	0 ha	0	357.9 ha	0.9 ha	0.2

注(1) 除染実施対象数量の(A)及び(A')については、平成24年度末時点及び25年7月末時点の推算値の見直し後の数量を記載している。

注(2) 平成25年7月末時点の檜葉町、川内村及び飯舘村の住宅地については、住宅地の件数で実施率を管理しているため、単位を「件」としている。

また、24年度末時点では本格除染が着手されていないものの、川俣町及び葛尾村については25年3月に、大熊町については同年6月に、それぞれ除染工事が発注されている。

前記の4市町村を含むこれら7市町村について、24年度末時点と25年7月末時点における本格除染の進捗状況（発注ベース）を4地目別にみると表15のとおりとなっていて、田村市、檜葉町、川内村、大熊町及び葛尾村は発注率が100%となっている一方で、飯舘村は発注率が低い状況となっている。

表15 7市町村における本格除染の発注状況

市町村名	地目	平成24年度末時点の除染実施対象数量			25年7月末時点の除染実施対象数量		
		(A)	(B)	(B) / (A)	(A')	(B')	(B') / (A')
田村市	住宅地	121 世帯	121 世帯	100	121 世帯	121 世帯	100
	農地	144.1 ha	144.1 ha		143.1 ha	143.1 ha	
	森林	191.9 ha	191.9 ha		192.2 ha	192.2 ha	
	道路	29.1 ha	29.1 ha		29.5 ha	29.5 ha	
川俣町	住宅地	362 件	362 件	100	362 件	362 件	100
	農地	849.9 ha	303.6 ha	35.7	836.8 ha	299.7 ha	35.8
	森林	374.5 ha	188.6 ha	50.3	374.5 ha	188.6 ha	50.3
	道路	96.5 ha	75.5 ha	78.2	96.5 ha	75.5 ha	78.2
檜葉町	住宅地	2,524 世帯	2,524 世帯	100	2,520 件	2,520 件	100
	農地	844.2 ha	844.2 ha		724.2 ha	724.2 ha	
	森林	445.5 ha	445.5 ha		549.4 ha	549.4 ha	
	道路	205.2 ha	205.2 ha		140.2 ha	140.2 ha	
川内村	住宅地	179 世帯	179 世帯	100	161 件	161 件	100
	農地	129.1 ha	129.1 ha		129.1 ha	129.1 ha	
	森林	194.7 ha	194.7 ha		200.5 ha	200.5 ha	
	道路	34.6 ha	34.6 ha		38.0 ha	38.0 ha	
大熊町	住宅地	-	-	-	148 件	148 件	100
	農地	-	-	-	166.5 ha	166.5 ha	
	森林	-	-	-	166.9 ha	166.9 ha	
	道路	-	-	-	30.7 ha	30.7 ha	
葛尾村	住宅地	430 世帯	430 世帯	100	517 件	517 件	100
	農地	425.9 ha	425.9 ha		425.6 ha	425.6 ha	
	森林	647.7 ha	647.7 ha		647.7 ha	647.7 ha	
	道路	112.6 ha	112.6 ha		112.6 ha	112.6 ha	
飯舘村	住宅地	1,705 件	336 件	19.7	1,705 件	151 件	8.8
	農地	1,774.9 ha	72.3 ha	4.0	1,862.3 ha	104.3 ha	5.6
	森林	1,473.6 ha	39.0 ha	2.6	1,212.8 ha	63.4 ha	5.2
	道路	462.7 ha	90.9 ha	19.6	357.9 ha	97.7 ha	27.2

注(1) 「除染実施対象数量」及び「発注数量」については、推算値の見直しを行っているものは見直し後の数量で記載している。
 注(2) 飯舘村並びに平成25年7月末時点の檜葉町及び川内村の住宅地については、住宅地の件数で発注率を管理しているため、単位を「件」としている。
 注(3) 川俣町並びに平成25年7月末時点の大熊町及び葛尾村の住宅地については、住宅地における関係人の数で発注率を管理しているため、単位を「件」としている。

(エ) 本格除染の契約状況

前記のとおり、環境本省は、23年度に、本格除染に向けた準備作業となる除染対象数量、関係人の把握及び建物等の状況についての調査を外部に委託して行っている。また、24年度以降は、福島事務所が建物等の状況についての調査や関係人の同意取得に関する業務を外部に委託するなどして行っているほか、除染工事やこれに付随する業務を業者に発注するなどして行っている。24年度末までの間におけるこれらの本格除染に関連する業務の外部委託や除染工事等に係る契約の状況をみると表16のとおりとなっていて、檜葉町及び葛尾村については、前記のとおり24年度末時点で発注率が100%となっていることや、除染対象区域の面積が相対的に大きいことから、契約金額も多額となっている。

表16 本格除染に関連する契約の状況（平成24年度末現在）

契約官署	市町村名	年度	契約件数 (件)	契約金額 (千円)
環境本省	田村市等11市町村	平成23	10	9,219,076
福島事務所	田村市	24	10	3,343,489
	南相馬市		1	4,878,720
	川俣町		8	19,546,778
	楢葉町		95	36,930,930
	富岡町		3	3,031,392
	川内村		7	8,426,079
	大熊町		8	101,700
	浪江町		1	2,273,250
	葛尾村		4	52,573,174
	飯館村		17	9,932,954
	計		154	141,038,470
	合計	164	150,257,547	

注(1) 環境本省が平成23年度に発注した契約の中には市町村ごとに区分できない契約があることから、契約件数及び契約金額を一括して記載している。

注(2) 環境本省が平成23年度に発注した契約は、24年度又は25年度に繰り越されている。

注(3) 福島事務所が平成24年度に発注した契約の中には、25年度に繰り越したものがある。

(オ) 除染特別地域内の11市町村における状況

前記のとおり、特別地域内計画の策定や仮置場の確保等は本格除染を実施する上で不可欠なものであるが、地元調整等の不確定要素を伴うため、市町村によって本格除染の進捗状況に差が生じている。

そこで、本格除染の進捗状況、特に除染ロードマップの工程表において除染の完了目標年度が25年度末までとされていたことに鑑み、同時点における本格除染の完了の見込み（特別地域内計画の達成の見込み）などについて、除染特別地域に指定されている11市町村ごとにみると次のとおりとなっている。

a 田村市

田村市については、特別地域内計画の策定や仮置場の確保等に関する地元との調整が順調に進んでいたことから、24年7月に除染対象区域の全域を対象とした除染工事（契約額33億3679万余円）が発注され、25年6月に本格除染が完了している。

なお、福島事務所は、本格除染が完了した市町村を対象に、除染前後の空間線量率に基づきその効果を検証することとしている。そこで、本格除染が完了した田村市の4地目における除染前後の空間線量率の平均値と平均空間線量率の低減状況をみると、表17のとおりとなっている。

表17 田村市における本格除染の効果

地目	平均空間線量率 (μSv/h)		低減率 (%)
	除染前	除染後	
住宅地	0.63	0.40	36.5
農地	0.65	0.49	24.6
森林	0.76	0.60	21.0
道路	0.61	0.46	24.5

b 南相馬市

南相馬市については、前記表13のとおり、25年7月末現在の仮置場の確保割合が18.0%にとどまっている。このことについて福島事務所は、南相馬市は汚染状況重点調査地域にも指定されているため、同市が実施する除染特別地域以外の区域の除染との間で仮置場の設置に関する調整を行わなければならない上に、同地域と合わせた除染対象面積が広大であることなどから、地元との調整に不測の日数を要していることによるものであるとしている。

そして、福島事務所は、当初は24年度に実施する計画であった区域内の4行政区について、25年度に入って仮置場が確保されたことから、25年6月に除染工事（契約額241億2900万円）を発注し、関係人の同意取得手続と並行して除染工事を進めることとしているが、他の行政区については仮置場が確保されていないことなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

c 川俣町

川俣町については、25年3月に、当初は24年度に実施する計画であった区域と、25年度に実施する区域内の全ての住宅地を対象とした除染工事（契約額186億2100万余円）が発注されている。そして、福島事務所は、25年度に入って仮置場が確保されたことや、前記表12のとおり、関係人の同意取得手続が順調に進んでいることから、これらの除染については25年度末までに完了する見込みであるとしている。

また、25年7月末までに、上記仮置場のほかに、25年度に実施する区域内の6行政区において仮置場が確保されたり、その見込みが立っていたりしているが、

仮置場が確保されていない行政区もあることなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

d 檜葉町

檜葉町については、24年7月に24年度に実施する区域の除染工事（契約額206億1113万余円）が、25年3月に25年度に実施する区域の除染工事（契約額146億7417万円）が、それぞれ発注されている。

そして、福島事務所は、25年7月末時点で仮置場が確保されていることや、前記表12のとおり、関係人の同意取得手続も順調に進んでいることから、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染が完了する見込みであるとしている。

e 富岡町

富岡町については、区域見直しの協議に時間を要したことから、特別地域内計画の策定が25年6月となっている。

仮置場の設置に当たっては、除染対象区域を2地域に区分し、それぞれの地域ごとに仮置場を確保することとしており、このうちの1地域については仮置場が確保されたことから、25年8月に除染工事（契約額573億3000万円）が発注されている。

この地域について、福島事務所は、関係人の同意取得手続を外部に委託して進めるとともに、これと並行して除染工事を行うこととしているが、同意取得が進んでいないことから（25年7月末時点で0%）、25年度末までに当該地域の本格除染を完了させることは困難であるとしている。また、残りの1地域についても仮置場が一部しか確保されていないことなどから（2地域全体での確保割合は25年7月末時点で25.6%）、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

f 川内村

川内村については、24年7月及び25年3月に除染工事（契約額はそれぞれ43億3650万円、38億4300万円）が発注されている。そして、福島事務所は、仮置場が確保されていることや、前記表12のとおり、関係人の同意取得手続も完了していることから、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染が完了する見込みであるとしている。

g 大熊町

大熊町については、25年度に入ってから仮置場が確保されたり、その見込みが立っていたりしていることから、福島事務所は、25年6月に発注した除染工事（契約額151億2000万円）と並行して関係人の同意取得手続を進めることにより、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染が完了する見込みであるとしている。

h 双葉町

双葉町については、避難指示区域の見直しについての協議に時間を要したことから、25年8月末時点においても特別地域内計画が策定されておらず、計画の策定に向けて地元との調整を行っている状況にあることから、福島事務所は、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

i 浪江町

浪江町については、前記表13のとおり、25年7月末までに確保された仮置場が皆無となっており、このことについて福島事務所は、除染対象面積が広大であることなどから、調整に不測の日数を要したことによるものであるとしている。

そして、福島事務所は、1行政区においては25年7月末までに仮置場の確保の見込みが立ったことから関係人の同意取得手続を進めることとしているが、他の行政区については仮置場の確保に向けた調整が続いているため、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

j 葛尾村

葛尾村については、当初、除去土壌等を可能な限り集約することとして村内の3地区に仮置場を設置することで調整を行い、25年3月に除染対象区域全域を対象とした除染工事（契約額518億5693万余円）が発注された。その後、3地区のうち2地区において仮置場の候補地の選定が難航したため、福島事務所は方針を変更し、仮置場が確保されるまでの間は各行政区の仮置場で一時的に保管することとしている。

そして、仮置場が確保された村内の1地区の仮置場に除去土壌等を搬入することにより除染工事を進めているが、25年7月末時点で行政区ごとの仮置場が

確保されていないことから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

k 飯舘村

飯舘村については、24年8月に、除去土壌等は発生した現場で一時的に保管することとして、24年度に実施する区域のうちの4行政区を対象に除染工事（契約額77億1750万円）が発注されている。しかし、4行政区における仮置場の確保に時間を要したことなどから、除去土壌等の現場保管について関係人の同意が得られず、前記表14のとおり、24年度は除染工事が進んでいない状況となっている。

そして、25年度に入って上記4行政区のうちの2行政区において仮置場が確保されたことから、当該2行政区の本格除染を24年度に引き続き実施するとともに、これとは別に、当初は24年度に本格除染を実施する計画であった区域内の3行政区において新たに仮置場が確保されたことから、25年8月に除染工事（契約額216億3000万円）が発注されている。しかし、福島事務所は、24年度に実施する計画であった他の行政区や25年度に実施する計画となっている行政区については仮置場が確保されていないことなどから、25年度末までに除染対象区域全域にわたる本格除染を完了させることは困難な状況であるとしている。

11市町村における本格除染の進捗状況は上記のとおりであり、25年度末までに7市町村において除染対象区域の本格除染が完了しない見込みとなっている。

環境省は、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況全般にわたる点検を実施し、その結果等を25年9月に公表している。この中で、本格除染が完了しない見込みとなっている上記7市町村のうち双葉町を除く6市町村については各市町村と引き続き調整を行い年内を目途に特別地域内計画の変更を行うこととしている。また、双葉町については特別地域内計画の策定に向けて引き続き調整を行うこととしており、特別地域内計画の変更や策定に当たっては、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きとも連携しながら除染の進め方を見直すこととしている。

カ 除染適正化プログラムの構築

25年1月、環境省が発注した除染において、川の縁に積もった枯れ葉を足で川に流していたなど作業が適正に行われていないとの報道がなされた。これを契機とし

て、同省は、同月、事実関係確認のための調査や適正な除染の推進方策の検討を行う除染適正化推進本部を設置した。

そして、環境省は、事業者（除染工事の受注者）に対し、報道等で指摘された事案や他に不適正な事案があるか調査した結果について報告を求めるとともに、同省に直接寄せられた通報も踏まえ、計19件の事案（新聞報道等の掲載等を受けて事業者が環境省に報告したものが15件、環境省が通報等を受けたものが4件）について、事業者、通報者等からの聞き取り調査を実施した。そして、同省は、このうち2件の事案について、仕様書に記載された事項等に照らし適切ではないことから、事業者に対して改善の指示を行っている。また、同省の現地調査により不適正な事案が1件発見され、同省は、これについても事業者に改善の指示を行っている。

また、環境省は、本件事態を踏まえ、25年1月に除染適正化プログラムを作成し、①事業者の施工責任の徹底、②幅広い管理の仕組みの構築、③環境省の体制強化からなる再発防止策を講じた。こうした取組もあって、25年7月末現在、不適正な除染と判断した事例は見受けられていない。

上記の体制強化に関して、環境省は、「不適正除染110番」を設け、個人情報に配慮しつつ、広く一般から不適正な除染に関する通報等を受け付けており、このような通報等を、伝達ルールを明確化して一元的に管理することとしている。また、これらの通報等については、事実関係を確認し、結果を取りまとめて、同省内に設置された有識者から成る除染適正化推進委員会に報告するとともに、公表している。なお、通報の一部は、通報者の除染手法に対する理解が十分でないことにより生じていることなどから、環境省は、除染手法の説明を十分に行うなど、今後とも細かな対応をとることが必要であると思料される。

(4) 福島県の県及び市町村による除染の実施状況

福島県内で汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は、24年度末時点で40市町村となっている。そして、これらの市町村に係る除染実施計画の策定状況は、別表2のとおりとなっており、40市町村のうち、三島町、柳津町、塙町及び矢祭町の4町については、25年8月末時点では具体的な除染実施計画が策定されていない。

ア 福島県民健康管理基金

福島県は、23年9月に福島県民健康管理基金条例（平成23年福島県条例第83号）を制定し、福島第一原発事故による災害及びその影響から県民の健康を守るために

実施する県民の健康管理に資する事業に要する資金を積み立てる福島県民健康管理基金を設置している。同基金に関する基金管理権者とその事務の範囲は、表18のとおりである。

表18 福島県民健康管理基金の基金管理権者とその事務の範囲(平成25年6月末現在)

基金管理権者	事務の範囲
保健福祉部県民健康管理課長	健康管理・調査事業及び子供等に対する放射線影響の防止事業分の管理に関する一切の事務
生活環境部生活環境総務課長	放射性物質の除染の推進に係る事業及び環境放射線のモニタリングに係る事業分の管理に関する一切の事務
農林水産部農林総務課長	農業系汚染廃棄物の処理の推進に係る事業分の管理に関する一切の事務
保健福祉部児童家庭課長	母子の健康支援及び新生児聴覚検査に係る事業分の管理に関する一切の事務
保健福祉部地域医療課長	原子力災害健康管理施設整備交付金の放射線医学県民健康管理センターの整備に係る事業分の管理に関する一切の事務

表18のように、基金管理権者ごとに事務の範囲が定められており、同基金については、それぞれ基金管理権者ごとに区分して管理が行われている。同基金全体の概要は図5のとおりである。

図5 福島県民健康管理基金の概要(平成24年度末現在)

児童家庭課 7億円	地域医療課 59億円	県民健康管理課 1211億円	生活環境総務課 3566億円	農林総務課 77億円
経済産業省分 (24年度当初) ・母子の健康支援 ・新生児聴覚検査	環境省分 (24年度予備費) ・放射線医学県民健康管理センターの整備	・健康管理・調査、子供等に対する放射線影響の防止 内閣府分 179億円(23年度第2次補正) 経済産業省分 781億円(23年度第2次補正) 東京電力分 250億円(24年1月)	・放射性物質の除染の推進 内閣府分 1922億円 (23年度予備費) 環境省分 1644億円 (23年度第3次補正以降)	内閣府分 (23年度予備費) ・農業系汚染廃棄物処理

注(1) 担当課は、基金管理権者の所属課である。
注(2) 福島県民健康管理基金のうち、除染に関するものを四角で囲み、太字で示している。

福島県民健康管理基金のうち除染に充てるための資金として、生活環境部生活環境総務課において、内閣府が23年度東日本大震災復旧・復興予備費により交付した1922億余円並びに環境省が23年度第3次補正予算及び24年度当初予算により交付した1644億余円が管理されている(以下、同課が管理している資金を「除染対策基金」という)。そして、24年度末までの除染対策基金の収入と支出を示すと表19のと

おりである。

表19 福島県民健康管理基金のうち除染対策基金の収支状況

(単位：千円)

収 入 額	平成24年度 末までの 累計額	国 庫 金		利 子 収 入	そ の 他	計
		内閣府交付分	環境省交付分			
				192,235,278	164,463,936	251,399
支 出 額	24年度 末までの 累計額	市町村実施除染事業		県実施除染事業 (内閣府交付分 から)	帰還支援事業 (内閣府交付分 から)	計
		(内閣府交付分 から)	(環境省交付分 から)			
				160,555,248	100,676,976	3,362,333
24年度末残額		87,144,549				

(注) 帰還支援事業とは、避難者への広報誌の送付、食品等放射能検査機器の配備等の帰還を支援するための事業である。

イ 除染対策基金による除染の実施状況等

福島県は、除染対策事業交付金交付要綱（平成23年環保第1794号）等を定め、除染実施計画を策定している市町村に対し、除染対策基金を取り崩して除染対策事業交付金を交付することとしている。

同交付要綱等によると、除染対策事業交付金の交付対象は、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画が策定されているとともに、除染により生ずる廃棄物等の仮置場の予定地が既に確保されているか、又は確保の見込みがある市町村とされている。また、同交付要綱等では、除染対象となる「戸建て住宅」、「公共施設」・「商業施設」・「工場」・「集合住宅」及び「市町村道・一般道」等ごとに交付対象経費及び基本額等が定められている。

このほか、福島県は、市町村が策定した除染実施計画に基づき、県が管理する施設の除染を実施する場合も、それに要する経費を同基金から取り崩して支出している。

そして、除染対策事業交付金の市町村への交付状況及び福島県が市町村の除染実施計画に基づき実施した除染に対する除染対策基金からの取崩し状況等を23、24両年度でみると表20及び別表3のとおりとなっている。

表20 平成23、24両年度における除染対策事業交付金の交付状況及び福島県の取崩し状況並びに繰越状況
(単位：千円)

区 分	平成23年度 (A)	24年度 (B)	24年度のうち翌年 度繰越額 (C)	2か年度計 (A) + (B)	繰越率 (C)/(B)×100
県の取崩し額	58,137	3,304,196	(1,811,289)	3,362,333	54.8%
(市町村数) 市町村への交付額	(25) 6,610,540	(36) 222,848,279	(32) (126,277,085)	229,458,820	56.6%
計	6,668,677	226,152,476	(128,088,374)	232,821,153	56.6%

注(1) 2か年計(232,821,153千円)と表19の「市町村実施除染事業」と「県実施除染事業」の計(264,594,557千円)との差額は、概算払の戻入分を平成25年度に積み戻した14,166千円及び予算繰越額31,759,237千円である。また、表19の「帰還支援事業」は計上していない。

注(2) 繰越率は、平成24年度の交付額に対する翌年度繰越額の割合である。

注(3) 福島県の繰越額には、上記の他に予算繰越額31,759,237千円がある。

表20のとおり、福島県は、県が実施した除染に係る経費として、除染対策基金から23年度に5813万余円を、24年度に33億0419万余円を取り崩し、また、除染対策事業交付金を23年度に25市町村に対して66億1054万余円を、24年度に36市町村に対して2228億4827万余円をそれぞれ交付している。そして、24年度に除染対策事業交付金の交付を受けた36市町村のうち32市町村において1262億7708万余円が25年度に繰り越されているほか、福島県も18億1128万余円を繰り越している。なお、23年度から24年度への繰越しはない。

また、除染対策事業交付金の交付を受けて除染を実施している市町村以外の市町村も含め、福島県内の市町村が実施している除染について、25年6月末現在の市町村が除染を実施することとしている数量（以下「計画数量」という。）に対する発注数量及び除染実施数量（実績数量）を除染対象の区分ごとに示すと、別表4のとおりとなっている。

このうち、「公共施設」、「住宅」、「道路」及び「水田」における進捗状況についてみると、表21のとおりとなっている。

表21 福島県内の市町村における除染の進捗状況（平成25年6月末現在）

区分		除染を実施した市町村数	0%の市町村数	20%未満の市町村数	20%以上50%未満の市町村数	50%以上80%未満の市町村数	80%以上100%未満の市町村数	100%の市町村数
計画数量に対する割合	公共施設	36	0 (0.0%)	2 (5.5%)	6 (16.6%)	14 (38.8%)	13 (36.1%)	1 (2.7%)
	住宅	33	4 (12.1%)	3 (9.0%)	13 (39.3%)	5 (15.1%)	2 (6.0%)	6 (18.1%)
	道路	24	5 (20.8%)	3 (12.5%)	4 (16.6%)	4 (16.6%)	2 (8.3%)	6 (25.0%)
	水田	21	1 (4.7%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)	2 (9.5%)	2 (9.5%)	14 (66.6%)
除染実施数量に対する割合	公共施設	36	2 (5.5%)	4 (11.1%)	11 (30.5%)	10 (27.7%)	9 (25.0%)	0 (0.0%)
	住宅	33	7 (21.2%)	15 (45.4%)	7 (21.2%)	0 (0.0%)	2 (6.0%)	2 (6.0%)
	道路	24	6 (25.0%)	8 (33.3%)	3 (12.5%)	3 (12.5%)	1 (4.1%)	3 (12.5%)
	水田	21	2 (9.5%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)	5 (23.8%)	3 (14.2%)	9 (42.8%)

- 注(1) 計画数量は、平成25年度末までの計画数量の累計である。
 注(2) 市町村の除染実施計画に基づき、福島県が実施する除染については、当該市町村において計上している。
 注(3) 対象施設を複数回にわたって除染した場合は、除染実施数量を重複計上せず、計画数量に対する発注数量及び除染実施数量の割合を計上している。
 注(4) 道路は、市町村道のみで、県道は含まない。
 注(5) 別表4のうち、除染対策事業交付金の交付を受けていない市町村は除く。

表21のとおり、計画数量に対する25年6月末時点の発注数量及び除染実施数量の割合は、市町村の間で開差が生じているものの、計画数量に対する発注数量の割合が50%以上となっている市町村数は、公共施設では36市町村中28市町村（77.7%）、住宅では33市町村中13市町村（39.3%）、道路では24市町村中12市町村（50.0%）、水田では21市町村中18市町村（85.7%）となっていて、一定程度の発注が進んでいるものと思料される。

ウ 除染対策事業交付金以外の財源による福島県及び市町村の対応

除染対策事業交付金のほか、除染実施計画に基づき除染を実施する市町村は、前記のとおり、除染実施計画の策定等に要する経費については環境省から低減対策緊急補助金の交付を受けることができることとなっている。

また、福島県は、市町村が子供の生活圏において放射線量低減対策を緊急的に実施するために、放射線量低減対策を講じていない学校及び児童福祉施設等の空間線量率が1μSv/h未満である校庭・園庭の土壌処理や、空間線量率が1μSv/h以上である都市公園の表土改善等を実施するために、福島県民健康管理基金のうち県民健康管

理課が所掌する内閣府から交付された179億余円（図5参照）を取り崩して、市町村に交付している。このほか、除染に要した経費に対して、特別交付税や震災復興特別交付税が交付されている市町村が見受けられたり、文部科学省の補助金を活用して空間線量率が1 μ Sv/h以上である公立の学校等の校地・園地の空間線量率を低減するために必要な土壌処理事業を実施したり、厚生労働省の補助金を活用して同様に空間線量率が高い児童福祉施設等の園庭等の土壌処理事業を実施したりしている市町村が見受けられた。

そして、これらについて福島県及び市町村が23、24両年度に受け入れた額は、別表5のとおりであり、福島県全体では、表22のとおりとなっている。

表22 県及び市町村が除染対策事業交付金以外に平成23、24両年度に放射線量低減対策等に要した経費として受け入れた金額（単位：千円）

区 分	低減対策緊急補助金	福島県民健康管理基金からの交付	特別交付税	震災復興特別交付税	文部科学省の補助金	厚生労働省の補助金
(地方公共団体)	(10市町)	(県及び49市町村)	(県及び15市町村)	(県及び31市町村)	(県及び18市町村)	(県及び13市町村)
平成23年度	26,571	4,030,154	56,938	187,551	2,446,539	60,195
24年度	41,763	955,830	0	293,840	258,833	5,767
合計	68,335	4,985,985	56,938	481,391	2,705,372	65,962

注(1) 地方公共団体は、平成23年度又は24年度に1か年度以上交付を受けている地方公共団体である。

注(2) 福島県民健康管理基金からの交付は、平成23年度第2次補正において内閣府が予算措置して福島県に交付し、同県が福島県民健康管理基金に造成した資金を原資として交付された金額である。

注(3) 特別交付税及び震災復興特別交付税の金額については、会計検査院が県から提出を受けた調書に基づき集計している。

(5) 茨城県等5県の地方公共団体による除染の実施状況

前記のとおり、福島県のほか、茨城県等5県においても、事故由来放射性物質による環境汚染が生じており、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村がある。検査を実施した茨城県等5県において、汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、前記表3のとおり、茨城県20市町村、栃木県8市町、群馬県10市町村、埼玉県2市及び千葉県9市の計49市町村となっている。

ア 低減対策緊急補助金の交付状況

汚染状況重点調査地域に指定された市町村で、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定し（別表6～別表10参照）、その除染実施計画に基づいて除染を実施した市町村は、環境省から低減対策緊急補助金の交付を受けている。また、茨城県等5県は、市町村が策定した除染実施計画に基づいて県が管理する施設の除染を実施した場合には、市町村と同様に、環境省から低減対策緊急補助金の交付を受けている。これらの県及び市町村が23、24両年度に低減対策緊急補助金の交付対象事業に要したとした実績額及びそれに対する補助金の額の確定額について県ごとにみると表23のとおりであり、茨城県等5県の補助金の額の確定額は、23年度計31億8659万余円、24年度計77億6334万余円、両年度計109億4994万余円と多額に上っている（別表11～別表15参照）。

表23 茨城県等5県の県及び市町村における低減対策緊急補助金の交付対象事業に要したとした実績額及びそれに対する補助金の額の確定額の状況（平成23、24両年度）（単位：千円）

県名	年度	交付対象事業に要したとした実績額							補助金の額の確定額
		計画策定	除染事業	地域活動支援	生活環境再生	専門家派遣	事後モニタリング	計	
茨城県	平成23	133,909	555,242	47	0	0	0	689,199	689,001
	24	93,646	1,803,339	813	8,012	0	3,265	1,909,076	1,890,414
	計	227,556	2,358,581	860	8,012	0	3,265	2,598,276	2,579,416
栃木県	23	32,544	319,288	185	0	0	0	352,018	351,106
	24	6,215	1,615,175	480	43,913	321	468	1,666,575	1,664,458
	計	38,759	1,934,464	666	43,913	321	468	2,018,593	2,015,564
群馬県	23	35,958	3,374	963	0	0	0	40,297	40,295
	24	17,884	486,762	0	37,463	226	0	542,336	540,640
	計	53,843	490,136	963	37,463	226	0	582,633	580,935
埼玉県	23	1,174	178,028	705	0	0	0	179,907	179,907
	24	0	65,095	0	514	0	803	66,412	65,578
	計	1,174	243,123	705	514	0	803	246,320	245,486
千葉県	23	155,819	1,895,295	4,330	0	0	0	2,055,445	1,926,287
	24	15,128	3,401,167	11,938	185,436	1	2,387	3,616,061	3,602,255
	計	170,947	5,296,463	16,269	185,436	1	2,387	5,671,506	5,528,543
5県計	23	359,406	2,951,230	6,232	0	0	0	3,316,868	3,186,599
	24	132,874	7,371,540	13,232	275,340	549	6,925	7,800,462	7,763,346
	計	492,280	10,322,770	19,464	275,340	549	6,925	11,117,331	10,949,946

（注）実績報告書の提出を受けて、環境省で額の確定のための審査及び確認の過程で、補助対象事業費から除外されたものがあつたり、寄付金等を事業費に充てているものがあつたりして、実績報告書における事業費の額と補助金の額の確定額とが一致していない地方公共団体がある。

イ 除染実施計画に対する除染の進捗状況

茨城県等5県で汚染状況重点調査地域に指定されている49市町村のうち、除染実施計画を策定した市町村においては、この計画の中で、いずれも子供の生活環境に

関する施設について優先的に除染を実施することとしている。そこで、子供に関する施設のうち、「保育所」、「幼稚園」、「小学校」、「中学校」及び「公園」について、除染実施計画に対する24年度末現在における除染実施状況を茨城県等5県ごとに集計すると、表24のとおりである。

表24 除染実施計画に定められている子供に関する施設の除染実施状況（平成24年度末現在）

県名	施設の区分	除染実施計画における除染対象施設数 (A)	除染を実施するための線量の計測等の結果、平均空間線量率が0.23μSv/h以上であった施設数		除染を実施するための線量の計測等の結果、平均空間線量率が0.23μSv/hを下回っていた施設数		除染を実施した施設数(実施したとみなす施設を含む(注(1))) (F)=(B)+(D)+(E)	実施率 (%) (F)÷(A) ×100
			除染を実施した施設数 (B)	除染を実施していない施設数 (C)	除染を実施した施設数 (D)	除染を実施していない施設数 (E)		
茨城県	保育所	87	54	0	13	18	85	97.7
	幼稚園	67	31	1	19	14	64	95.5
	小学校	98	73	1	21	2	96	97.9
	中学校	45	31	0	10	4	45	100
	公園	1,027	276	107	168	204	648	63.0
栃木県	保育所	89	73	0	12	4	89	100
	幼稚園	25	17	0	7	1	25	100
	小学校	73	61	0	11	1	73	100
	中学校	29	22	2	4	1	27	93.1
	公園	149	43	29	3	5	51	34.2
群馬県	保育所	6	3	0	0	3	6	100
	幼稚園	4	2	0	0	2	4	100
	小学校	26	8	0	8	10	26	100
	中学校	16	4	0	6	6	16	100
	公園	38	7	11	4	10	21	55.2
埼玉県	保育所	20	8	0	12	0	20	100
	幼稚園	13	12	0	0	1	13	100
	小学校	25	16	0	9	0	25	100
	中学校	11	5	0	6	0	11	100
	公園	108	69	0	33	6	108	100
千葉県	保育所	178	73	0	57	48	178	100
	幼稚園	102	71	0	15	16	102	100
	小学校	148	80	0	65	3	148	100
	中学校	73	34	0	37	0	71	97.2
	公園	1,715	1,068	0	272	150	1,490	86.8

注(1) 除染実施計画上は除染対象施設であるが、除染の実施前に空間線量率を測定した結果、除染を実施する必要がないことが明らかのため、除染を実施しなかった場合も、除染実施施設数に計上している。

注(2) 市町村の除染実施計画に基づき、県が管理する施設を県が除染した場合等を含む。

注(3) 保育所等の閉所、建て替え等が計画されており、子供が立ち入らないと判断している場合や、除染と同様な工事が行われるとしている場合は、除染実施計画における除染対象施設数から除外している場合がある。

さらに、24年度末現在の子供に関する施設の区分ごとに除染の実施状況（別表16～別表20参照）を、実施率の分布で見ると、表25のとおりとなっている。

表25 施設の区分ごとの実施率の分布（平成24年度末現在）（単位：数、％）

施設の区分	除染実施計画において当該施設の除染を実施している市町村 (A)	平成24年度末時点における実施率						実施率が100%となっている市町村の割合 (B)/(A)
		0%	20%未満	20%以上50%未満	50%以上80%未満	80%以上100%未満	100%	
保育所	32	0	0	0	0	1	31	96.8
幼稚園	28	0	0	0	1	2	25	89.2
小学校	38	0	0	0	0	2	36	94.7
中学校	33	0	0	0	1	1	31	93.9
公園	40	0	2	8	6	4	20	50.0

このように、子供に関する施設のうち、「保育所」、「幼稚園」、「小学校」及び「中学校」の実施率は、ほとんどの市町村において100%となっていたが、「公園」は対象施設数が多いことから、20市町村で実施率が100%となっているものの、実施率が20%未満となっている市町村も見受けられた。

汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町村における除染実施計画の計画期間（土壌等の除染等の措置の着手予定時期から完了予定時期までの期間）は市町村によって差があるものの、2～3年間とする市町村が多く、除染は計画に沿って実施されているものと思料される。

(注7)

なお、各市町村の説明等によると、空間線量率は放射性物質の自然崩壊による減少もあるが、除染を実施した効果により、空間線量率が0.23μSv/h以上となる箇所はほとんど存在しなくなった。しかし、側溝等の局所的な箇所においては、空間線量率が0.23μSv/h以上となる場合もあることから、今後は、事後モニタリングによる放射線量の確認を継続していくこととなるものと思料される。

(注7) 自然崩壊 原子核が放射線を出して別の原子核に変わる現象。この現象を繰り返すことにより、最終的に安定した物質に変化すると放射線を放出しなくなる。

ウ 茨城県等5県管内の市町村における除染の実施状況

茨城県等5県の除染の実施状況についてみると、汚染状況重点調査地域の指定を受けていない市町村においても除染又は除染に類似する取組（以下、これらを合わ

(注8)

せて「除染等」という。)を実施しており、その状況を示すと、表26のとおりとなっている(別表21参照)。

表26 平成23、24両年度における除染等の実施状況 (単位：市町村数、%)

県名	県内の市町村数	汚染状況重点調査地域の指定を受けている市町村数	(B)のうち除染等を実施した市町村数	汚染状況重点調査地域の指定を受けていない市町村数	(D)のうち除染等を実施した市町村数	除染等を実施した市町村数	除染等の実施率
	(A)	(B)	(C)	(D)=(A)-(B)	(E)	(F)=(C)+(E)	(F)/(A)×100
茨城県	44	20	19	24	4	23	52.2
栃木県	26	8	7	18	0	7	26.9
群馬県	35	10	10	25	9	19	54.2
埼玉県	63	2	2	61	27	29	46.0
千葉県	54	9	9	45	13	22	40.7
合計	222	49	47	173	53	100	45.0

注(1) 市町村内で1か所でも施設の除染を実施している場合は計上している。

注(2) 市町村の除染実施計画に基づき、県が管理する施設の除染を県が実施した場合等については、当該市町村において計上している。

(注8) 除染に類似する取組 空間線量率が0.23μSv/hを下回っている場合は、低減対策緊急補助金の交付対象とされていないが、市町村によっては、空間線量率が0.23μSv/h以上の除染と同様に、表土の削り取り、枝打ち及び落葉除去等の空間線量率を低減させる事業を実施しており、このような事業を除染に類似する取組とした。

汚染状況重点調査地域に指定されていない市町村は、低減対策緊急補助金の交付対象とされていないことから、当該市町村の自主財源等により除染等を実施している。

そして、会計実地検査時の市町村等の説明によると、汚染状況重点調査地域の指定を受けていない市町村や、指定を受けていても空間線量率が0.23μSv/h未満の区域であって低減対策緊急補助金の交付対象とならない区域等において除染に類似する取組を実施した市町村の中には、当該除染に類似した取組に要した経費に対して震災復興特別交付税又は特別交付税の交付を受けているとしている。

そこで、県を通じて各県内の市町村における24年度末現在の除染等の実施状況を確認し、主な施設の区分ごとに除染等に要した経費の財源を集計したところ、表27のとおりとなっている(別表22～別表26参照)。

表27 主な財源別による除染等の実施状況（平成24年度末現在）

（単位：施設数、千円）

県名	除染等実施施設	実施施設数	財源別による除染等の実施状況								
			低減対策緊急補助金		震災復興特別交付税		特別交付税		地方公共団体等の自主財源等その他		金額計
			施設数	金額	施設数	金額	施設数	金額	施設数	金額	
茨城県	保育所	120	75	67,489	31	16,309	0	0	14	6,751	90,549
	幼稚園	93	53	46,792	31	12,803	0	0	9	4,377	63,973
	小学校	201	103	503,187	85	97,606	0	0	13	9,169	609,963
	中学校	80	45	403,473	26	56,745	0	0	9	4,122	464,342
	公園	541	371	656,211	149	43,575	0	0	21	51,510	751,297
	民家	153	112	7,428	0	884	0	0	41	169	8,482
栃木県	保育所	98	47	48,126	0	221	22	20,648	29	34,074	103,069
	幼稚園	28	9	9,434	2	1,339	8	10,138	9	36,676	57,587
	小学校	94	57	331,343	3	8,756	29	144,524	5	34,668	519,293
	中学校	34	22	168,035	0	6,783	11	59,933	1	12,108	246,861
	公園	96	90	408,845	0	0	6	137	0	661	409,644
	民家	470	448	71,992	1	2,205	19	17	2	2	74,216
群馬県	保育所	12	3	13,931	0	0	5	8,433	4	2,793	25,158
	幼稚園	10	2	14,016	0	0	6	210	2	7,551	21,777
	小学校	62	19	73,027	0	0	38	11,776	5	17,533	102,337
	中学校	33	10	114,218	0	0	16	5,773	7	35,982	155,974
	公園	24	11	55,256	0	0	11	1,060	2	918	57,236
	民家	377	315	13,441	0	0	47	1,047	15	2,295	16,784
埼玉県	保育所	62	6	8,188	17	9,193	19	7,094	20	770	25,246
	幼稚園	34	0	0	0	0	14	741	20	419	1,160
	小学校	264	17	59,747	107	32,372	55	4,803	85	3,485	100,409
	中学校	147	5	27,517	70	32,873	24	2,417	48	1,365	64,174
	公園	282	58	92,277	116	58,664	52	14,198	56	16,943	182,083
	民家	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
千葉県	保育所	178	60	64,166	92	125,543	16	30,462	10	10,776	230,948
	幼稚園	143	63	117,094	31	19,853	11	33,425	38	42,538	212,912
	小学校	239	81	1,104,763	112	942,197	13	87,103	33	349,117	2,483,181
	中学校	112	32	395,068	58	691,218	7	44,074	15	210,267	1,340,629
	公園	1,637	1,068	2,682,995	431	646,901	4	23,245	134	189,060	3,542,202
	民家	6,909	4,338	152,247	2,353	116,396	0	0	218	161,159	429,803
合計	保育所	470	191	201,901	140	151,266	62	66,638	77	55,165	474,971
	幼稚園	308	127	187,337	64	33,995	39	44,515	78	91,561	357,411
	小学校	860	277	2,072,069	307	1,080,932	135	248,208	141	413,973	3,815,184
	中学校	406	114	1,108,313	154	787,621	58	112,199	80	263,846	2,271,981
	公園	2,580	1,598	3,895,586	696	749,141	73	38,641	213	259,094	4,942,463
	民家	7,910	5,213	245,110	2,354	119,486	67	1,064	276	163,626	529,287

注(1) 市町村以外の者が市町村の除染実施計画に基づき除染を実施した場合も当該市町村において集計している。

注(2) 職員が除染を実施していて費用が発生していない場合は、件数のみ計上しているが、施設の維持管理等の一環として除染を行っている場合は、除染等と区別がつかないことなどから、件数も計上していない。

注(3) 複数の財源を用いている場合は、金額の大きい財源において件数を計上している。

注(4) 経費を除染等を実施した施設ごとに区分できない場合は、経費をまとめて計上している場合がある。

注(5) 金額については、平成25年5月15日現在で集計している。

注(6) 栃木県の「地方公共団体等の自主財源等その他」欄には、文部科学省や厚生労働省の補助金を活用して実施した公立学校及び保育所の土壌処理事業が含まれている。

注(7) 特別交付税及び震災復興特別交付税の金額については、会計検査院が県及び市町村から提出を受けた調書に基づき集計している。

このように、茨城県等5県では、汚染状況重点調査地域に指定された市町村以外の市町村も多数の施設について除染等を実施している。そして、茨城県等5県の市町村が実施した除染等に要した経費に係る財源は、必ずしも環境省の低減対策緊急補助金が大半を占めているわけではない。

(6) 東京電力に対する除染費用の求償等

前記のとおり、原賠法において、原子力損害の賠償責任は、原子炉の運転等に係る原子力事業者にあると規定されている。また、放射性物質汚染対処特措法第44条第1項において、事故由来放射性物質による環境汚染に対処するため放射性物質汚染対処特措法に基づいて講じられる措置は、原賠法の規定により、関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき原子力損害に係るものとして、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者の負担の下に実施されるものとしてとされている。したがって、放射性物質汚染対処特措法に基づいて講じられる除染等の措置等については、東京電力の負担の下に実施されるものとされ、さらに、東京電力は、この措置等に要した費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならないとされている。

環境省の東京電力に対する除染に係る求償額は、表28のとおり、25年8月末現在で403億余円であり、これに対して東京電力から67億余円の支払を受けていて、336億余円が未払（未払率83.3%）となっている。

表28 東京電力への求償額及び東京電力からの支払額 (単位：千円)

区 分	東京電力に対する求償額				東京電力からの支払額		
	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回	第2回	第3回
求償又は支払年月	平成24年11月	25年 2月	25年 5月	25年 8月	24年12月 25年 8月	25年 3月 25年 6月	25年 6月
除染特別地域関連	3,834,492	6,420,377	6,154,651	4,128,366	1,726,527	3,240,278	247,380
除染実施区域関連	2,418,980	0	0	10,517,036	1,521,882	0	0
中間貯蔵施設関連	104,915	0	0	79,264	0	0	0
調査研究・技術開発関連	0	825,530	0	281,418	0	0	0
普及啓発関連	1,014,716	0	0	1,588,951	0	0	0
その他	249,046	59,331	68,312	2,645,139	0	0	0
計	7,622,151	7,305,240	6,222,963	19,240,177	3,248,410	3,240,278	247,380
求償額及び支払額の計	40,390,532 (A)				6,736,068 (B)		
未払額	33,654,463 (A) - (B) = (C)				(未払率 83.3% (C) / (A))		

そして、環境省の説明によると、求償に対して未払が生じている理由は、東京電力

が、①現時点で証憑^{しょうひょう}の確認が完了しておらず、その必要性や合理性について判断できない、又は、②現時点で放射性物質汚染対処特措法に基づく措置に該当すると判断できないとしていることによるとしている。同省は、更に精査の上、東京電力に対して求償を行っていくこととしている。

なお、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会がまとめた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（24年3月）において、事故由来放射性物質に関し必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等は、放射性物質汚染対処特措法第44条第1項の対象となるか否かにかかわらず、賠償すべき損害と認められるなどとされている。

このほか、各地方公共団体における除染に要した費用のうち国の財政的支援を受けていない経費について、福島県及び茨城県等5県では、25年3月末時点で2県88市町村が東京電力に対して賠償請求を検討又は既に請求している状況である。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

事故由来放射性物質による環境汚染に対する除染は、環境汚染された地域における住民の安心・安全の確保を図るとともに、被災した地域における早期の復興・再生を図る上で喫緊の課題となっている。

そこで、合规性、有効性等の観点から、国による予算措置の状況及び措置された予算の執行状況、また、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況等に着眼して検査した。

ア 除染に関する予算措置及び予算の執行状況等

除染に関する事業に要する経費として、内閣府、環境省等が予算措置した額は、23年度から25年度までの3か年度で計1兆2874億余円となっていて、このうち23、24両年度における除染関係予算（23年度から24年度に繰り越された分も含む。）の支出済歳出額（除染に関する事業の国の執行額）は、計4692億余円となっている（9～12ページ参照）。

イ 環境省による除染特別地域における除染の実施状況

(ア) 福島事務所の体制整備の状況

環境省は、24年1月に福島市内に福島事務所を発足させ、その後、体制の拡充

を図り、25年5月1日現在の実員数は274名となっている。そして、このうち、除染に係る業務を担当する人員は161名となっている。

これらの人員は、土地の関係人の把握や関係人の同意取得に関する業務、住民説明会の実施、契約関係業務（積算、監督、しゅん功検査等）等多種多様な業務を行っている。

また、24年4月には、福島事務所に会計機関が設置され、これまで環境本省で執行していた契約に関する事務について、福島事務所が一元的に実施することとなった（13ページ参照）。

(イ) 除染特別地域に指定されている市町村等の除染の実施状況

25年8月末時点で、除染特別地域に指定されている11市町村のうち、双葉町を除く10市町村において特別地域内計画が策定されている。そして、田村市、楢葉町、川内村及び飯舘村の4市町村は、24年度末までに本格除染に着手しており、このうち田村市については、25年6月に本格除染を完了している。また、福島事務所によると、楢葉町、川内村及び大熊町は、25年度末までに除染対象区域全域の本格除染を完了する見込みとしている。一方、南相馬市、川俣町、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村は、25年度末までに除染対象区域全域における本格除染を完了させることが困難な状況である（13～27ページ参照）。

(ウ) 除染適正化プログラムの構築

環境省は、25年1月に、除染において不適正な事態が生じないように、除染適正化プログラムを作成し、①事業者の施工責任の徹底、②幅広い管理の仕組みの構築、③環境省の体制強化からなる再発防止策を講じた。そして、25年7月末現在、不適正な除染と判断するに至った事例は見受けられていない（27、28ページ参照）。

ウ 福島県の県及び市町村による除染の実施状況

福島県は、23年度に5813万余円を、24年度に33億0419万余円を除染対策基金から取り崩し、市町村が策定した除染実施計画に基づき、県が管理する施設の除染を実施した。また、23年度に25市町村に対して66億1054万余円を、24年度に36市町村に対して2228億4827万余円を除染対策事業交付金として交付し、交付を受けた市町村は、自らが策定した除染実施計画に基づいて除染を実施していた。

そして、25年度末までの計画数量に対する25年6月末時点の発注数量及び除染実施数量の割合をみると、市町村の間で開差が生じているものの、計画数量に対する

発注数量の割合が50%以上となっている市町村数は、公共施設では36市町村中28市町村（77.7%）、住宅では33市町村中13市町村（39.3%）などとなっていて、一定程度の発注が進んでいるものと思料される（28～33ページ参照）。

エ 茨城県等5県の地方公共団体による除染の実施状況

茨城県等5県の県及び市町村が23、24両年度に実施した低減対策緊急補助金の交付対象事業に係る補助金の額の確定額は、茨城県等5県で、23年度計31億8659万余円、24年度計77億6334万余円、両年度計109億4994万余円と多額に上っている。

そして、茨城県等5県で汚染状況重点調査地域に指定されている市町村の除染実施計画に定められた「保育所」、「幼稚園」、「小学校」、「中学校」及び「公園」の除染実施計画に対する除染の進捗状況をみると、「保育所」、「幼稚園」、「小学校」及び「中学校」の実施率は、ほとんどの市町村において100%となっていたが、「公園」は対象施設数が多いことから、21市町村で実施率が100%となっているものの、実施率が20%未満となっている市町村も見受けられた。

また、県を通じて各県内の市町村における24年度末現在の除染等の実施状況を確認したところ、汚染状況重点調査地域以外の市町村も多数の施設の除染等を実施しており、これに係る事業の財源は、必ずしも環境省の低減対策緊急補助金が大半を占めているわけではない（33～39ページ参照）。

オ 東京電力に対する除染費用の求償等

環境省の東京電力に対する除染に係る求償額は、25年8月末現在403億余円であり、これに対して東京電力から67億余円の支払を受けていて、336億余円が未払（未払率83.3%）となっている。

また、各地方公共団体における除染に係る費用のうち、国の財政的支援を受けていない経費について、福島県及び茨城県等5県では、25年3月末時点で2県88市町村が東京電力に対して賠償請求を検討又は既に請求している状況である（39、40ページ参照）。

(2) 所見

事故由来放射性物質による環境汚染は、我が国にとって甚大な被害をもたらした。

除染に係る事業について検査を実施した結果、福島県内においては、環境省が除染を実施する除染特別地域及び福島県内の市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域について、除染が計画どおりに進んでいないなどの状況が見受けられた。

環境省においては、24年1月に福島事務所を開設するなどして、関係地方公共団体や関係府省等と連携して除染の推進に努めているところであるが、福島第一原発事故により避難を余儀なくされている人々の一日も早い帰還や被災地域の復興・再生を実現するためには、除染の加速化を図ることが重要であり、今後、より一層の取組が必要となる。福島事務所では、体制強化を図るなどして除染等の措置等の推進に努めている。しかし、除染は、限られた知識、経験、時間の中で大規模な作業が求められる事業であり、また、きめ細やかに個別の調整を行っていくためには多くの人員も必要であり、今後、更に業務量が増加することも見込まれる。

一方、茨城県等5県の汚染状況重点調査地域においては、子供の生活環境に関する施設について優先的に除染を実施することとして、市町村が策定した除染実施計画に沿って除染が進んでいる状況が見受けられた。

については、今後、環境省において、以下の点に留意して除染が推進されるよう取り組むことが望まれる。

ア 福島県内において、環境省が除染を実施する除染特別地域及び福島県内の市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域について、除染が迅速かつ円滑に実施されるため、除染で発生する土壌等の仮置場の確保及び除染の実施に係る関係人の同意取得に時間を要している状況が改善されるよう、更に仮置場の確保等について地元と調整を図るなどしていくとともに、関係地方公共団体等との連絡調整を十分に行うなどして、有効かつ効率的な執行に努め、必要に応じて市町村に助言を行うなど緊密に連携すること

イ 福島事務所では、限られた人員で事業実施に取り組んでいるが、事業実施に当たっては、除染に関する専門的な知識も必要となることなどから、人的な事業実施体制について更に検討すること

ウ 環境汚染対処基本方針における長期的な目標等の達成等に向けて、空間線量率の把握等について十分な検討を行うとともに、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村に対して、必要に応じて助言を行うこと

エ 除染適正化プログラムに沿い、不適正な除染の再発防止に取り組んでいるところであるが、今後も適切に対応していくこと

オ 東京電力への求償について、支払を受けていないものがあることから、速やかに費用の支払が行われるよう、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等も踏まえるなどし

て、十分に調整を行い、引き続き求償を行っていくなど適切に対応すること

東日本大震災のような大規模な災害においては、被災者、被災市町村等の要請に迅速かつ的確に応えることが重要である。福島第一原発事故の被災市町村等では、知見や経験を蓄積しながら除染に係る業務を行ってきており、これに対して関係府省等は、連携を図りながら除染を推進しているものの、更に被災市町村等において迅速かつ円滑な除染の実施が可能となるよう積極的に各種の支援を行うことが肝要である。

会計検査院は、被災地域における復興・再生の基盤となる除染については、地元の理解を得ながら、迅速に実施されることが重要であることから、今後も引き続き注視していくこととする。